

## 小松商工会議所会員に借入利息の一部を利子補給します。

### － 借入利子の一部を前払いの形でお支払い致します。－

小松商工会議所では、利子補給補助金交付要綱に基づいて、会員企業の経営安定を図るため、下記の制度融資に対して利子補給を実施致します。

補給対象者	補給を受けることが出来る者は、次ぎの各号のいずれにも該当する小規模事業者とする。 ① 当所会員で、石川県小口融資制度（一般分・特別分）、石川県小口零細融資制度、小規模事業者経営改善資金制度（マル経・コロナマル経）、石川県創業者支援融資制度、日本政策金融公庫・新規開業に伴う資金の融資を受けることができたもの。 ② 元金及び利子の返済（据え置き期間内における元金の返済を除く）の遅延等がないもの。
補給金の額	借入年額の利子払い額の30%以内とし百円未満は切り捨てるものとする。但し、上限3万円とする。
補給対象期間	補給対象期間は、当該融資に係る返済開始の日から1年間とする。
交付申請	補給を受けようとする者は、原則、融資実行後1ヶ月以内に「利子補給金交付申請書」に所定の添付書類（借入銀行が作成する償還額明細書を含む）を添付し、申請するものとする。
施行期間	2025年3月1日～2026年2月28日 (上記期間内に融資実行、推薦を受けた制度融資が対象)

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

小松商工会議所 中小企業相談所 経営支援課 利子補給担当

小松市園町二1番地 TEL：0761-21-3121